参考様式第5－1号

竜農第　787　号
令和8年10月22日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

竜王町長

市町村名 （市町村コード）	竜王町 （253847）
地域名 （地域内農業集落名）	岡屋 （　岡屋　）
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年10月16日 （第　3　回）

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1　地域における農業の将来の在り方

（1）　地域農業の現状及び課題

当地域では個人での農業を続けたいと思っている人が約半数、縮小したい、やめたいと思っている人が残りの半分おり、やめたいと思っている人でもまだ5年～10年頑張ると言っている。現状維持の方の中に農地の集積に反対している人が半数いる。そんな中でも高齢化、後継者不足、機械の更新が出来ない等の理由で離農者が徐々に増えており、他地域の農業者に農地が流れているのが現状である。農事組合法人が受け皿となることが重要課題となる。

（2）　地域における農業の将来の在り方

農事組合法人と個人の認定農業者等を中心に水稲と転作作物などを主要作物とし、生産性の高い農業を進めていく。また、地域内の農業者の意向を踏まえながら担い手として後継者を育成していく。

2　農業上の利用が行われる農用地等の区域

（1）　地域の概要

区域内の農用地等面積	93.56　ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	93.56　ha
（うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積）【任意記載事項】	ha

（2）農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方（範囲は、別添地図のとおり）

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3　農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

（1）農用地の集積、集約化の方針
地域計画実行委員会を定期的に開催し農業委員と農事組合法人の役員が連携し農地の集積・集団化を進める。
（2）農地中間管理機構の活用方針
目標地図を基本に農地中間管理機構を通じて農地の貸借を進める。
（3）基盤整備事業への取組方針
未定・検討中
（4）多様な経営体の確保・育成の取組方針
―――――
（5）農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
農薬散布や作業委託等を必要に応じて依頼していく。

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

□	①鳥獣被害防止対策	☑	②有機・減農薬・減肥料	☑	③スマート農業	□	④輸出	□	⑤果樹等
□	⑥燃料・資源作物等	☑	⑦保全・管理等	□	⑧農業用施設	□	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】

②環境こだわり栽培の実施
③ドローン等を利用したスマート農業に取り組む
⑦農村まるごと保全向上対策の取り組みで用水路等の保全に取り組む